

## 論文審査の結果の要旨

氏名：縣 真之介

博士の専攻分野の名称：博士（工学）

論文題名：伝統的な沿岸域の舟屋集落における漁村住宅の変化に関する研究  
(漁村社会の変化に伴う水回りにおける住居空間の対応について)

審査委員：(主査) 教授 宮崎隆昌

(副査) 教授 川岸梅和 教授 大内宏友

我が国において、今なお現存している多くの漁村集落は、良好な漁場に接する狭隘な敷地にて構成されており、その場所に、漁業を主たる生業とする住民のための漁村住宅が高密度に密集した集住形態を成している。

そのような漁村集落の特性として挙げられるのは、共同体的性格であり、この共同体的性格が存在しなければ、良好な漁場の維持・管理も、高密度集住環境も、生業となる漁業における共同作業も成り立つものではない。

それゆえ、今なお現存している漁村集落は、共同体的性格を集落が崩壊を来たさぬ程度に保持しているものと捉えられよう。

我が国全土に渡って生じた近代化の波は、漁村社会においてもまた影響を及ぼしている。しかし、現存している漁村社会は、近代化に伴った変化に対応しているものと捉えられよう。それゆえ、そのような漁村集落における漁村住宅もまた、漁村社会の変化に伴い、共同体的性格を保持する機能として変化していると考えられる。そうでなければ、限界的環境下における高密度集住空間において、現在においても共同体的性格を保持し、ゆえに生業が維持され、居住し続けていることは不可能であろう。

本研究は、現存する自然発生的高密度居住環境である漁村集落をその特性上、漁村社会の年代的变化に対応し、ゆえに存続を可能としているものと捉え、漁村集落における漁村住宅に着目し、漁村社会の変化が住み手の常態位置に与える影響および伊根町舟屋集落の住居内水回り空間の年代的变化を把握することを通して、漁村社会の変化に伴う水回りにおける住居空間の対応の把握を目的としている。

第一章では序論とし、研究の背景と目的、既往研究と本論文の位置づけ、用語の定義を行っている。

第二章は研究方法であり、研究の方法と内容、調査対象地の概要、調査方法について述べている。

第三章は、漁村社会の変化に伴う住居内の常態位置の変化の概括的把握として、2種の条件（「地形地理条件」「漁業生業条件」）によって集落を分類し、社会変化の方向に沿ってその分類を整理し、分析に用いている。その際、「居間における世帯主の居場所（D：Docking position）」「玄関における近隣住民の居場所（N：Neighborhood position）」「台所における主婦の居場所（H：Housekeeping position）」の3点によって平面的に描かれる三角形における3点間の距離感に差異が生じる形状である「一短辺型」および「一長辺型」に着目し、一短辺型における短辺を構成する常態位置の組合せ、および一長辺型における長辺を構成する常態位置の組合せの統計的な割合を把握することで漁村社会の変化に伴う住居内の常態位置の変化の把握を行っている。

総じて、漁村社会の変化を示す2種の条件における三角形の変化には共通して、主婦の常態位置との関係に共通の変化が見られ、漁村社会の変化は主婦に関わる常態位置の配置に影響を与えていると結論付けている。

また、常態位置の変化について、「漁村社会の変化に伴って、主婦の常態位置と近隣住民の常態位置

が遠隔化し、主婦の常態位置と世帯主の常態位置が近接化する。」と結論付けている。

第四章は、漁村住宅における間取り（水周り空間）の年代的变化を、伊根湾沿海に位置する舟屋集落を対象地とし、詳細な把握を行っている。

舟屋集落における住民の多くは、主屋と舟屋の双方を所有し、その二棟式住居において生活を行っている。一般的に、主屋が生活の中心的役割を担い、舟屋が舟の格納庫や漁業に関する作業場等を有する生産的機能に即した役割と共に、生活の中心的役割を担う主屋の補助的役割も担っている。

対象としている世帯は、主屋と舟屋が道路を介して向かい合って配置されている縦型二棟式住居を持つ世帯としている。その世帯を対象に、「トイレ・風呂場・台所の主屋と舟屋の関連性の変化」「主屋におけるトイレ・風呂場・台所の玄関からの遠離性の変化」「主屋におけるトイレ・風呂場・台所が配置しているゾーン（水回りゾーン）の変化」の三種の水周り空間に関する年代的变化を把握している。

「総じて、舟屋集落における漁村住宅の年代的变化として、「主屋と舟屋の独立化」、「台所空間の玄関からの遠離性強化および居場所的機能の強化」が生じており、それらが間取りを年代的に変化させている要因と考えられる。」と結論付けている。

第五章「総括」にて漁村社会の変化に伴う水回りにおける住居空間の対応について纏めている。

以下、本研究にて得られた知見を示す。

一、 伝統的な住居空間に関する年代的变化としては、漁村社会の変化に伴って、主婦の常態位置と近隣住民の常態位置が遠隔化するが、その動きと合致するように、伊根町舟屋集落にて、台所空間の配置が玄関からの進入方向に対してずらされること、および台所空間までのアプローチに部屋が介されることによる玄関からの遠離性強化が起きている。

二、 また、漁村社会の変化に伴って、主婦の常態位置と世帯主の常態位置が近接化するが、その動きと合致するように、舟屋集落にて、台所空間のダイニングキッチン化による台所空間の居場所的機能の強化が起きている。

三、 総じて、伝統的な漁村集落では、社会の変化が引き起こす人間間の関係性の変化が住居内における常態位置間の距離感に影響を与えていると考えられ、伊根町舟屋集落においてはその距離感の変化に応じるが如く間取りが変化しており、更に距離感の変化に対応しうる新たな空間が採用されるといった構造によって、伊根町舟屋集落における住宅は社会の変化に対応していると考えられ、この構造が伊根町舟屋集落を現存させていることに寄与していると考えられる。

以上、本論文は、伝統的な漁業集落を対象に、漁村社会の変化に伴う住居内の常態位置の変化を明らかにするとともに、伊根浦舟屋集落を対象として、住居内の水周り空間の変化も明らかにしている。これらは、共に研究例は無く、これらの成果は今後の伝統的な漁業集落または伊根浦舟屋集落の建築計画において極めて有益な知見となるものであり、評価に値するものである。

よって本論文は、博士（工学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

以 上

平成 年 月 日